

令和3年9月1日

保護者様

みどり市教育委員会  
教育長 保志 守  
みどり市立笠懸南中学校  
校長 園田 幸男

児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大にともない、小中学生の感染拡大が懸念されている中、文部科学省より「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン」が示されました。

みどり市教育委員会では、このガイドラインを受け、学校の対応を下記のようにとることといたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、ご理解いただくとともに、引き続きご協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 感染が判明した場合の臨時休業等の対応について

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、保健所や学校医等の助言を踏まえて学校と教育委員会が協議し、臨時休業を決定します。

臨時休業の期間については、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの5～7日間程度とします。

臨時休業の範囲については、次の基準により判断します。

#### (1) 学級閉鎖

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。
- ④ その他、学校と市教育委員会で協議し、必要と判断した場合。

#### (2) 学年閉鎖

- ・ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。

#### (3) 学校全体の臨時休業

- ・ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。

### 2. その他

○臨時休業中は、学校より児童生徒及び家族の健康状態についてメール等を用いた確認をいたしますので、確実に返信をお願いします。

○保健所からの要請があった場合、濃厚接触者等を特定するための調査を、学校が家庭に実施する場合がありますので、ご承知ください。

みどり市教育委員会学校教育課	電話 0277-76-9845
みどり市立笠懸南中学校	電話 0277-76-6211

